

ハラスメント防止に関するポリシー

1. はじめに

当社は、オルタナティブ投資の担い手として、投資家の皆様からお預かりした資金を国内外のスタートアップ企業等に投資、支援、回収を行うことでリスクマネーの循環を創出し、スタートアップ企業等と資本市場、大企業及び地域社会をお繋ぎすることで、活力ある経済社会の実現と持続的発展に貢献し、豊かな未来を創造するという企業理念を掲げています。

当社の企業理念の実現にあたっては、投資先企業の皆様から信頼をいただくために、職場でのハラスメント及び投資先企業（投資先候補も含む）の役員及び従業員（以下「投資先役職員」と総称します）に対するハラスメントの根絶に向けて当社のコンプライアンス態勢を構築することが重要であると考えております。こうした考えのもと、当社は「ハラスメント防止に関するポリシー」（以下「本ハラスメント防止ポリシー」といいます）を制定いたしました。

2. 適用対象者

本ハラスメント防止ポリシーは、当社の役員及び従業員（以下「当社役職員」と総称します）に適用されます。

3. ハラスメントの対象となる行為

本ハラスメント防止ポリシーにおける「ハラスメント」とは以下の行為を指します。

(1) セクシャルハラスメント

性的な言動又は類似する形態の行為により、相手方の職務遂行を阻害し、若しくは相手方に対し精神的、肉体的苦痛を与え、又はそのおそれを生じさせること

(2) パワーハラスメント

人格や尊厳を傷つける行為、侮辱する発言、その名誉を毀損する等の言動により、相手方の職務遂行を阻害し、若しくは相手方に対し精神的、肉体的苦痛を与え、又はそのおそれを生じさせること

(3) その他のハラスメント

妊娠、出産、育児又は介護に関する言動又は類似する形態の行為により、相手方の職務遂行を阻害し、若しくは相手方に対し精神的、肉体的苦痛を与え、又はそのおそれを生じさせること

4. ハラスメントの禁止

当社は、当社役職員によるハラスメントを一切禁止します。

5. ハラスメントへの対応

当社は、当社役職員がハラスメントを行った場合、社内にて審査の上、就業規則その他の社内規程等に基づき当該当社役職員に対し制裁を行うものとします。

6. ハラスメント相談窓口

当社は、ハラスメントの早期発見と未然防止を目的とした相談制度を導入しています。当該制度の運用にあたっては、相談者の保護や匿名性の確保に努め、相談者が相談をしたことに関して、いかなる不利益も与えないことを徹底しています。また、相談・報告を受けた場合、当社担当者は相談者保護に留意しながら実態調査を行います。

【ハラスメント相談窓口】

電子メールでの相談

大和企業投資への窓口

dci_harassment@daiwa.co.jp

柳田国際法律事務所への窓口

dci-harassment-soudan@yp-law.jp

書面（郵送）での相談

〒100-6756 東京都千代田区丸の内 1-9-1 大和企業投資株式会社 コンプライアンス担当窓口宛

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 1501 区
柳田国際法律事務所 大和企業投資ハラスメント相談窓口宛

7. 教育・研修

当社役職員は、大和証券グループの一員として、ハラスメントを含むコンプライアンスに関する教育や、入社時研修、その他定期的な研修を通じて、ハラスメント防止に対する意識の向上と知識の充実を図っています。

2025年4月1日制定
大和企業投資株式会社